

浄化槽工事の適正な施工の確保に関する覚書

発注者 _____ (以下「甲」という。) 及び浄化槽

工事業者 _____ (以下「乙」という。) は、岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (以下「補助金」という。) の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、その適正な施工を確保するため、以下の条項により覚書を締結し、甲と乙は信義を守り誠実にこれを履行する。

第1条 この覚書は、次に掲げる工事に適用する。

(1) 工事の場所 岡山市

(2) 工事の予定期間 交付決定日以降 ～ 令和 年 月 日

(3) 設置する浄化槽 メーカー

機種

人槽

第2条 乙は、補助金交付申請書に添付している図面 (敷地内の給排水配管図、浄化槽配置図、浄化槽構造図等) 及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成し、所定の検査を行ったうえで目的物を甲に引き渡すものとする。

第3条 乙は、この覚書に係る工事を浄化槽法 (以下「法」という。) 第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地を監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第4条 乙は、法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準にしたがって工事を行わなければならない。

第5条 乙は、岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定める所定の書類及び写真を所定の期間内に甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、合併処理浄化槽設置整備事業実施要項 (平成6年10月20日付衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別紙) 第3の(5)のアの規定に基づく検査の結果、改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、法第7条の規定による、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について、改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第7条 乙は、甲から前条の規定により瑕疵の修補を求められた場合はすみやかに行わなければならない。

第8条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者 住所 _____
氏名 _____ 印

乙 浄化槽工事業者 住所 _____
氏名 _____ 印

(登録番号又は届出番号: _____)

(浄化槽設備士 氏名 _____)